

外は更に支那の母く貴族は既に毎箇支那二週召口たりますので規定に依り
 支那の意思母を以てし其の除籍するの原なきにたり其の補充として
 必規申請者の採用を決定する必要がありまうから本年十二月五日迄は所部令
 を付下の草案書に所定事項とし、若し今日迄は所定事項を以て見るしなかつた節
 は支那の御意思母を以てし認り職之を厚き除籍と新規申請者より採用
 を決定すまふから御承知を願ひまう
 右令の爲り御他會申す

大正十五年十二月二十二日

大日本自轉車株式会社

護 護 工場

敬

年	2. 3. 1
号	776

寫

券紙第四二號

昭和二年一月十日

警 視 總 監 太 田 政 弘

内務大臣臨時代理

逓信大臣 安達謙藏 殿

社會局長官 長岡隆一郎 殿

大日本自轉車護護工場労働争議ニ関スル件

(第七報)

首題争議ハ勞資共態度頗ル強硬ニシテ依然對峙ノ状態
 ナルカ既報後ノ状況尤記ノ通り